

昭和女子大学学則

第1章 総則

第1条 本学は、建学の精神に則り、高等教育機関として、また、学術文化の研究機関としての使命に鑑み、善を尚び美を愛し真を究めて、文化の創造と人類の福祉に貢献する女性を育成することを目的とする。

2 本学は各学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表アのとおり定める。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の方法、結果の検証及び公表等に関する規程は、別に定める。

第3条 本学は、昭和女子大学と称する。

第4条 本学は、東京都世田谷区太子堂一丁目7番57号に設置する。

第5条 本学は、次の学部及び学科を設け、修業年限を4年とし、最長在学年限は6年とする。

人間文化学部

日本語日本文学科

歴史文化学科

国際学部

英語コミュニケーション学科

国際学科

グローバルビジネス学部

ビジネスデザイン学科

会計ファイナンス学科

人間社会学部

心理学科

福祉社会学科

現代教養学科

初等教育学科

環境デザイン学部

環境デザイン学科

食健康科学部

健康デザイン学科

管理栄養学科

食安全マネジメント学科

第6条 各学部及び各学科の入学定員並びに収容定員は、次の表のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員
人間文化学部	220名	880名
日本語日本文学科	120名	480名
歴史文化学科	100名	400名
国際学部	299名	1196名
英語コミュニケーション学科	199名	796名
国際学科	100名	400名
グローバルビジネス学部	170名	680名
ビジネスデザイン学科	110名	440名
会計ファイナンス学科	60名	240名
人間社会学部	400名	1600名
心理学科	100名	400名
福祉社会学科	80名	320名
現代教養学科	100名	400名
初等教育学科	120名	480名
環境デザイン学部	210名	840名
環境デザイン学科	210名	840名
食健康科学部	227名	918名
(3年次編入学定員)	5名	
健康デザイン学科	75名	310名
(3年次編入学定員)	5名	
管理栄養学科	72名	288名
食安全マネジメント学科	80名	320名

第2章 教育課程

第7条 各学部及び各学科の授業科目を、必修及び選択に分ける。

第8条 各学部及び各学科の授業科目並びに単位数は、別表(1)のとおりとする。

第3章 履修、卒業及び学位

第9条 学生は、学期毎にその学期に履修する授業科目を定めて学長の許可を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

第10条 学生が、各学期に履修科目として登録する単位数については、別に定める。

第11条 履修授業科目の単位修得の認定は、出席、平常成績及び期末試験の総合成績による。成績は秀、優、良、可、不可、認定、不認定に分け、秀、優、良、可、認定を合格とする。

第12条 疾病その他、やむを得ない事情のため期末試験を受けることができなかつた者には、追試験を行うことがある。

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(4) 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(5) 第1号から第4号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

2 前項の授業は、多様なメディアを利用して行うことがある。

3 第1項の授業は、第13章に定める公開講座として開講することがある。

第14条 本学を卒業するには、学生は4年以上在学し、第8条別表(1)に定めた授業科目につき、教養科目16単位以上、外国語科目4単位以上、専門教育科目は90単位以上、文化講座4単位、その他学科の定める修得要件を含み計128単位以上修得しなければならない。

2 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学又は他短期大学において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。なお、学生が休学して外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合についても同様とする。

3 前項の規定により修得した単位並びに短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目とみなし、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。

- 4 本学において教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位及び短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学において修得したものとみなすことができる。
- 5 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第3項により認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 卒業要件として修得すべき128単位のうち、第13条第2項に定める多様なメディアを利用して行う授業により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 7 第3項及び第5項の適用者の修業年限は、短縮できないものとする。
- 8 大学入学資格を有する者が、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学したときは、その修得単位数に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で、在学期間として認定することがある。
- 9 学校教育法第89条に規定する早期卒業の認定については、別に定める。

第15条 教育職員免許状の授与の所要資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

- 2 各学科において取得できる免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

学 科	免許状の種類	免許教科	免許状の種類	免許教科
日本語日本文学科	中学校教諭 一種免許状	国語	高等学校教諭 一種免許状	国語 書道
歴史文化学科	同 上	社会	同 上	地理歴史
英語コミュニケーション学科	同 上	外国語(英語)	同 上	外国語(英語)
心理学科	—	—	同 上	公民
現代教養学科	—	—	同 上	公民
初等教育学科	幼稚園教諭一種免許状		小学校教諭一種免許状	
健康デザイン学科	中学校教諭 一種免許状	家庭 保健体育	高等学校教諭 一種免許状	家庭 保健体育
	栄養教諭二種			
管理栄養学科	栄養教諭一種			

第16条 心理学科の学生で公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、公認心理師法及び同法施行規則に基づき本学が指定する授業科目の単位を修得しなければならない。なお、公認心理師を受験するには、大学院において必要な科目の単位を修得するか、定められた実務経験が必要となる。

第17条 福祉社会学科の学生で社会福祉士の受験資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則に基づき本学が指定する授業科目の単位を修得しなければならない。授業科目の履修条件は、別に定める。

- 2 福祉社会学科の学生で精神保健福祉士の受験資格を取得しようとする者は第14条の

規定によるほか、精神保健福祉士法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

3 福祉社会学科の学生で保育士の資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、児童福祉法及び同法施行規則に基づき本学が指定する授業科目の単位を修得しなければならない。

4 福祉社会学科の学生で言語聴覚士の受験資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、言語聴覚士法及び同法施行規則に基づき本学が指定する授業科目の単位を修得しなければならない。

第18条 初等教育学科の学生で保育士の資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、児童福祉法及び同法施行規則に基づき本学が指定する授業科目の単位を修得しなければならない。

第19条 環境デザイン学科の学生で1、2級建築士、木造建築士及び建築設備士の受験資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、別に定める授業科目の単位を修得しなければならない。なお、建築設備士を受験するには、定められた実務経験が必要となる。

第20条 健康デザイン学科の学生で栄養士の免許授与の所要資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、栄養士法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

2 管理栄養学科の学生で栄養士の免許授与の所要資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、栄養士法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

3 前項に定める要件を満たした者は、管理栄養士国家試験の受験資格を得ることができる。

4 管理栄養学科、食安全マネジメント学科の学生で食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、食品衛生法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

第21条 学芸員の資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、博物館法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。ただし、第8条別表(1)教育課程中博物館学関係科目は、第14条の専門教育科目の単位に含むものとする。

第22条 図書館司書の資格を取得しようとする者は、第14条の規定によるほか、図書館法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

第23条 学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、教育職員免許状の授与の所要資格を取得したうえで、第14条の規定によるほか、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

第24条 第14条の規定による所要単位数を修得した者の卒業については、学長が認定

する。また、昭和女子大学短期大学部を卒業後、同短期大学部専攻科のうち大学評価・学位授与機構が認定した専攻科を修了し、かつ学位申請に必要なすべての単位を本学で修得して大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者については、学長が本学を卒業したものとみなすことができる。

- 2 卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。
- 3 学位の授与区分は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	学 位
人間文化学部	日本語日本文学科	学士（人間文化学）
	歴史文化学科	
国際学部	英語コミュニケーション学科	学士（英語コミュニケーション）
	国際学科	学士（国際学）
グローバルビジネス学部	ビジネスデザイン学科	学士（経営学）
	会計ファイナンス学科	
人間社会学部	心理学科	学士（人間社会学）
	福祉社会学科	
	現代教養学科	
	初等教育学科	学士（教育学）
環境デザイン学部	環境デザイン学科	学士（環境デザイン）
食健康科学部	健康デザイン学科	学士（食健康科学）
	管理栄養学科	
	食安全マネジメント学科	

- 4 学位授与に必要な事項は、昭和女子大学学位規則に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

第25条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第26条 学年を分けて次の2学期とし、各学期の授業期間は原則として15週にわたるものとする。

前期 / 4月1日から9月30日まで

後期 / 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、学長は各学期の授業期間を変更することができる。

第27条 休業日を次のとおり定める。ただし、学長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日 5月2日

- (4) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで
- (5) 冬季休業日 12月23日から翌年1月8日まで
- (6) 春季休業日 3月11日から3月31日まで

第5章 入学の時期、入学、退学、休学、復学、転学及び除籍

第28条 入学の時期は、学期の始めとする。

第29条 入学を許可される者は、女子にして次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者で、18歳に達したもの
- (8) 本学において、個別の学力審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により、本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの(飛び入学)
- (10) 国内外の短期大学(文部科学大臣の指定したものを含む)を卒業した者(編入学)
- (11) 高等専門学校を卒業した者(編入学)
- (12) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(編入学)
- (13) 高等学校専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(編入学)
- (14) 学士の学位を有する者(学士入学)
- (15) 第9号から13号の入学志願者については、定員に余裕のある場合に選考のうえ入学させる。

第30条 入学志願者は、次の書類に別表(2)に定める入学検定料を添えて申し込むもの

とする。

- (1) 入学志願書
- (2) 出身学校長の発行する調査書
- (3) 最近の写真(本学所定の大きさ)

第31条 本学の建学の精神に則って指導を受けることを志した者の中で本学の実施する入学試験に合格し、別表(2)に定める、入学金を含めた所定の納入金を納めた者について、学長は入学を許可する。

第32条 入学を許可された者は、所定の期日までに本学所定の手続きを行わなければならない。

2 所定の期日までに本学所定の手続きを行わないときは、入学許可を取り消す。

第33条 保証人は、父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者で、学生の監督の責任に任じ得る者とする。

第34条 保証人が死亡又は他の理由で責を果たし得なくなったときは、新たに保証人を選定して直ちに届け出なければならない。

第35条 保証人の住居又は身分に変更が生じたときは、直ちに届け出なければならない。

第36条 退学したい者は、その理由を詳記し、保証人連署で願い出て、学長の許可を得なければならない。

第37条 疾病その他やむを得ない理由で、休学を希望する者は、その理由を詳記し、保証人連署で願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 休学期間は、1か年以内とする。ただし、やむを得ない事情のある者については、休学の継続を許可することがあるが、その期間は通算2か年以内とする。

第38条 休学期間は、在学年数に通算しない。

2 休学者は、学期の始めに復学することができる。

第39条 学生が疾病その他の理由により修学することが適当でないとき、学長が休学を命ずる。

第40条 国内外の大学又は短期大学において学修することを願い出たときは、審査のうえ、学長が留学を許可することがある。

2 留学に関する取扱いは、別に定める。

第41条 学生が他の学科に転じることを願い出たときは、選考のうえ、学長が転科を許可することがある。

第42条 本学に転入学を希望する者がある場合は、学生定員に余裕のあるときに、選考のうえ、学長が相当学年に転入学を許可することがある。

第43条 正当な理由で退学した者、若しくは学費未納により除籍となった者が再入学を願い出たときは、学期の始めに限り選考のうえ学長が再入学を許可することがある。ただし、最長在学年限の上限に達した者並びに再入学後に退学、除籍となった者は再入学できない。

第44条 再入学、転入学、学士入学若しくは編入学又は転科した者については、既に高等専門学校、専修学校専門課程、高等学校専攻科、短期大学又は大学等において修得した単位並びに在学年数の全部又は一部を、本学における授業科目の単位並びに在学年数として学長が認定することができる。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 在学6年にして卒業できない者
- (2) 学費の滞納が3か月以上におよび、督促を受けても納入しない者
- (3) 正当な理由なく、無届で3か月以上連続欠席した者
- (4) 休学期間が通算2か年を超えて復学できない者
- (5) 死亡した者

第6章 賞 罰

第46条 本学学生で学業優秀又は善行・美事をなした者を賞することがある。

第47条 本学の学則に背き、又は本学学生の本分にもとる行為があったときは、学長が懲戒する。懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

2 懲戒に関する取扱いは、別に定める。

第48条 次の各号のいずれかに該当した者は、退学に処する。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 成績不良で成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 授業料、貸給費、実験実習教材費及びその他の費用

第49条 学生の納入金は、授業料・施設設備金・実験実習教材費・厚生文化費・学友会費とする。

- (1) 各納入金の額は、別表(2)のとおりとする。
- (2) 各納入金は、次の2期に分納する。
前期 / 4月15日まで
後期 / 10月15日まで
- (3) 納期に納入できないときは、延納願を提出して許可を得なければならない。ただし、延納の期限は、所定の納期の翌月末日を超えない範囲とする。
- (4) 別表(2)のほかに、諸資格の取得に必要な実習費等を徴収することがある。

2 休学の場合は次のとおりとする。

- (1) 学期の始めから休学する場合(入学と同時に休学を開始する場合を除く。)は、当該学期の納入金を免除し、在籍料として別表(2)に定める額を納入するも

のとする。

(2) 入学と同時に休学を開始する場合は、すでに納めた納入金は返金しない。

(3) 学期の途中から休学する場合は、当該学期の納入金を納めなければならない。

第50条 学業優秀にして、志操堅固な者には、一定額の学資を給付又は貸与することができる。学資の給付及び貸与に関する規程は、別に定める。

第51条 一旦納入した諸料金は、事情の如何にかかわらず返還しない。ただし、入学辞退者の授業料等返還に関する手続きについては、別に定める。

第8章 教職員組織及び教授会

第52条 本学に学長、副学長、学部長及び学科長を置く。

(1) 学長は、全学の校務をつかさどり、教職員を統督する。

(2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また、学長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 学部長は、当該学部の部務を統理する。

(4) 学科長は、当該学科の科務を統理する。

2 学長、副学長、学部長及び学科長の任免については、別に定める。

第53条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手、副手及び事務職員を置く。

第54条 各学科に、学生の入学、卒業及び学位の授与のほか、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第54条の2 各学部に、当該学部に関する事項を審議するため、学部部科長会を置く。

2 学部部科長会に関し必要な事項は、別に定める。

第54条の3 全学にわたる教学事項を審議するため、各学部各学科の代表委員によって構成する各種委員会を置く。

2 各種委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第55条 本学の管理、運営に関する重要事項を審議するため、大学部局長会を置く。

2 大学部局長会に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 委託生、外国人留学生及び科目等履修生

第56条 委託生、外国人留学生又は科目等履修生として入学を希望する者があるときは、審査のうえ入学又は聴講を許可することができる。

第57条 官公庁、法人の委託により本学に入学を許可した者を委託生とする。

第58条 外国人で本学に入学を許可した者を外国人留学生とする。

第59条 本学の開設する授業科目のうち、1授業科目又は数授業科目を選択履修することを許可した者を科目等履修生とする。

第60条 科目等履修生として許可される者は、第29条に規定する大学入学資格を有する者でなければならない。ただし、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めるときは、この限りでない。

2 本学と協定のある国内外の大学又は短期大学で本学が指定したものに在籍する学生については、第29条の規定にかかわらず、学長が科目等履修生として許可することができる。

第61条 科目等履修生は毎学期初めに、その学期中に履修する授業科目を定めて学長の許可を得なければならない。また、これを変更するときも同様とする。

第62条 単位を修得した科目等履修生には、単位証明書を交付する。

第63条 科目等履修生の聴講料は、各学期1科目につき登録料10,000円、聴講料20,000円とする。

第64条 委託生、外国人留学生及び科目等履修生で、履修科目の試験を受け、合格した者にはその授業科目所定の単位を与える。

第65条 委託生、外国人留学生及び科目等履修生は、収容定員に余裕のある場合のみ許可する。

第66条 委託生、外国人留学生に対して本章に規定するほか、各章の規定を準用する。ただし、科目等履修生に対し本章以外の規定は準用しない。

2 外国人留学生に関して、前項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第10章 図書館

第67条 本学に附属図書館を設ける。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第11章 博物館

第68条 本学に附属博物館を設ける。

2 博物館に関する規程は、別に定める。

第12章 研究所

第69条 本学に附属研究所を設ける。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

第13章 公開講座、講習会等

第70条 本学の使命に鑑みて、大学教育の普及を図り、社会の向上進歩に寄与するため、公開講座、講習会等を開設する。

2 公開講座、講習会等に関する規程は、別に定める。

第14章 教務部、学生部及び学寮

第71条 本学の教育に関する全学的事項の審議及び連絡調整を目的として教務部を設ける。

2 教務部に関する規程は、別に定める。

第72条 学生生活の向上を目的として学生部を設ける。

2 学生部に関する規程は、別に定める。

第73条 学生の生活支援及び厚生を目的として学寮を設ける。

2 学寮に関する規程は、別に定める。

第15章 その他

第74条 本学則の細則は、別に定める。

第75条 本学則は、変更の必要性がある場合、内容を変更することができる。

附 則 本学則は昭和59年4月1日から施行する。

附 則 本学則は昭和62年4月1日から施行する。

ただし、昭和61年度以前に入学した家政学部生活科学科学生については、第7条(別表)及び第13条の規定は旧学則を適用する。

附 則 本学則は昭和63年4月1日から施行する。

ただし、第5条の規定にかかわらず、昭和63年度から平成4年度までの期間付き入学定員及び総定員を次の通り定める。

学部・学科・専攻	入学定員	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度
		総定員	総定員	総定員	総定員	総定員
文学部	260名	860名	920名	980名	1,040名	1,040名
日本文学科	130名	430名	460名	490名	520名	520名
英米文学科	130名	430名	460名	490名	520名	520名
家政学部	230名	830名	860名	890名	920名	920名
生活美学科	130名	430名	460名	490名	520名	520名
生活科学科	100名	400名	400名	400名	400名	400名
食物学専攻	50名	200名	200名	200名	200名	200名
管理栄養士専攻	50名	200名	200名	200名	200名	200名

附 則 本学則は平成元年4月1日から施行する。

附 則 本学則は平成2年4月1日から施行する。

附 則 本学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 本学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 3 年度以前に入学した学生については、第 13 条の規定は旧学則を適用する。

附 則 本学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定にかかわらず、平成 5 年度から平成 11 年度までの入学定員を次の通り定める。

学部・学科・専攻名	入学定員
文学部	360名
日本文学科	130名
英米文学科	130名
心理学科	40名
日本文化史学科	60名
家政学部	205名
生活美学科	120名
生活科学科	85名
食物学専攻	45名
管理栄養士専攻	40名

附 則 本学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定にかかわらず、平成 5 年度から平成 11 年度までの入学定員を次の通り定める。

また、平成 5 年度以前に入学した家政学部の学生については、旧学則を適用する。

学部・学科・専攻名	入学定員
文学部	385名
日本文学科	130名
英米文学科	155名
心理学科	40名
日本文化史学科	60名
家政学部	205名
生活美学科	120名
生活科学科	85名
食物学専攻	45名
管理栄養士専攻	40名

附 則 本学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。(条文の改訂・学納金の改訂)

附 則 本学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 本学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 9 年度においては、第 6 条に定める収容定員を心理学科 170 名、生活美学科 370 名、生活科学科食物学専

攻 185 名、管理栄養士専攻 170 名とする。(条文の整備・学納金の改訂・入学定員及び収容定員の改訂)

附 則 本学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 10 年度においては、第 6 条に定める収容定員を心理学科 180 名、生活環境学科 380 名、生活科学科食物学専攻 190 名、管理栄養士専攻 180 名とする。(条文の整備・学納金の改訂・生活環境学科の名称変更)

附 則 本学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラムの改訂)

附 則 本学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定にかかわらず、平成 12 年度から 15 年度までの文学部の入学定員及び収容定員を次のとおり定める。

学部・学科・専攻	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部	407 名	1,592 名	399 名	1,596 名	391 名	1,592 名	383 名	1,580 名
日本文学科	128 名	518 名	121 名	509 名	114 名	493 名	107 名	470 名
英米文学科	154 名	619 名	153 名	617 名	152 名	614 名	151 名	610 名
心理学科	60 名	210 名	60 名	220 名	60 名	230 名	60 名	240 名
日本文化史学科	65 名	245 名	65 名	250 名	65 名	255 名	65 名	260 名

附 則 本学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 12 年度においては、第 6 条に定める収容定員を生活環境学科 540 名、生活科学科食物学専攻 195 名、生活科学科管理栄養士専攻 220 名とする。

(心理学科教員免許状課程認定に伴う改訂・大学設置基準等改訂に伴う関係条文の改訂・カリキュラムの改訂)

附 則 本学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 13 年度においては、第 6 条に定める収容定員を生活環境学科 560 名、生活科学科食物学専攻 190 名、生活科学科管理栄養士専攻 240 名とする。(省庁改編に伴う改訂・助手の名称変更に伴う改訂・学納金の改訂・カリキュラムの改訂)

附 則 第 17 条の 2 は平成 10 年 4 月 1 日に遡って、第 51 条及び第 54 条は平成 13 年 4 月 1 日に遡って施行する。

附 則 本学則は平成 14 年 1 月 7 日から施行する。(本学短期大学部認定専攻科修了者が大学評価・学位授与機構から学位を授与された時の扱い・入学資格の追加)

附 則 本学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 14 年度においては、第 6 条に定める収容定員を生活環境学科 580 名、生活科学科食物健康学(食物学)専攻 185 名、生活科学科管理栄養士専攻 260 名とする。また、平成 13 年度以前に生活科学科食物学専攻に入学した学生については、本学則各条文の食物健康学専攻の部分食物学専攻と読み替える。第 14 条 1 項の規定については、平成 14 年度

以降に入学した学生に適用し、平成13年度以前に入学した学生については、旧学則を適用する。(条文整備、生活科学部生活科学科の専攻名変更に伴う改訂、卒業要件の改訂、カリキュラムの改訂)

附 則 この学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前に入学した学生については、第14条及び別表(2)は新学則を適用し、それ以外は旧学則を適用する。文学部心理学科は平成15年度で募集を停止し、在学生在が卒業するのを待って廃止する。文学部心理学科及び人間社会学部の入学定員及び収容定員は、第6条の規定にかかわらず、平成15年度から平成18年度までは次のとおり定める。

学部・学科・専攻	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部 心理学科	—	180名	—	120名	—	60名	—	—
人間社会学部	170名	170名	170名	340名	170名	510名	170名	680名
心理学科	60名	60名	60名	120名	60名	180名	60名	240名
福祉環境学科	60名	60名	60名	120名	60名	180名	60名	240名
現代教養学科	50名	50名	50名	100名	50名	150名	50名	200名

(条文整備、卒業要件の変更、人間社会学部の設置に伴う改訂、文学部及び文学部各学科の名称変更に伴う改訂、カリキュラムの改訂、納入金項目名の変更)

附 則 この学則は平成16年4月1日から施行する。(カリキュラムの改訂)

附 則 この学則は平成17年4月1日から施行する。(生活科学部生活環境学科及び生活科学部生活科学科管理栄養士専攻の入学定員をそれぞれ180名、80名に変更する。)

附 則 この学則は平成16年10月1日から施行する。(飛び入学制度)

附 則 この学則は平成17年4月1日から施行する。(栄養教諭の追加)

附 則 この学則は平成17年4月1日から施行する。(条文整備、学内組織変更による改訂、別科の廃止、カリキュラムの改訂)

附 則 この学則は平成18年4月1日から施行する。人間社会学部初等教育学科の収容定員は、第6条の規定にかかわらず、平成18年度50名、平成19年度100名、平成20年度140名とする。なお、3年次編入生は平成18年度より受け入れる。(人間社会学部初等教育学科の開設、保証人に関する規程の変更)

附 則 この学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、人間文化学部の収容定員は、第6条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは次のとおり定める。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日本語日本文学科	410名	420名	430名

英語コミュニケーション学科	610名	620名	630名
歴史文化学科	270名	280名	290名

(人間文化学部収容定員増)

- 附 則 この学則は平成 17 年 10 月 1 日に遡って施行する。(条文整備)
- 附 則 この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(学校教育法改正に伴う教員組織の変更、体育実技の単位取扱変更、カリキュラムの改訂)
- 附 則 第 36 条は平成 19 年 5 月 24 日から施行する。(休学について)
- 附 則 この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、日本語日本文学科、現代教養学科、初等教育学科、生活科学科管理栄養士専攻の収容定員は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 23 年度までは次のとおり定める。また、生活科学科管理栄養士専攻の 3 年次編入生を平成 20 年度から受け入れる。初等教育学科 3 年次編入学定員は、平成 20 年度から設けない。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日本語日本文学科	440名	460名	470名	480名
現代教養学科	230名	260名	290名	320名
初等教育学科	220名	280名	340名	400名
生活科学科 管理栄養士専攻	320名	320名	312名	304名

- 附 則 この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する(既修得単位数の項目に転入学を追加することに伴う改定、各学科人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的の制定に伴う改定)
- 附 則 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。生活科学部生活科学科食物健康学専攻は、平成 21 年度から募集を停止し、在学生がいなくなるのを待って廃止する。別表ア生活科学部生活科学科食物健康学専攻「人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的」は、在学生がいる間適用する。(人間文化学部国際学科の開設、生活科学部健康デザイン学科の開設、人間社会学部福祉環境学科の名称変更、生活科学部生活環境学科の名称変更、生活科学部生活科学科管理栄養士専攻の名称変更、生活科学部生活科学科食物健康学専攻の学生募集停止、各学科人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的の追加・変更、国際学科・健康デザイン学科納付金の追加)
- 附 則 この学則は平成 20 年 7 月 1 日から施行する。(授業期間の変更)
- 附 則 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(福祉環境学科の名称変更に伴う修得単位数の変更、資格関連条文の変更、人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的の変更)
- 附 則 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条、第 48 条の規定に

については、平成 20 年 10 月 1 日から施行するものとする。(条文整備)

- 附 則 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前に入学した学生については、旧学則を適用する。(卒業要件の変更、学校教育法改正に伴う変更、条文の整備)
- 附 則 この学則は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。(再入学に係る既修得単位並びに在学年数の認定に関する変更)
- 附 則 この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(英語コミュニケーション学科の人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的の変更)
- 附 則 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(休学に関する条文の追加及び条文の整備)
- 附 則 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(図書館法施行規則の改正施行に伴う司書養成課程に係るカリキュラムに関する条文の改定)
- 附 則 この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、グローバルビジネス学部の収容定員は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までは次のとおり定める。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
グローバルビジネス学部 ビジネスデザイン学科	100名	200名	300名

(グローバルビジネス学部設置に伴う改定)

- 附 則 この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する(研究所、講習会の条文追加、図書館、博物館、教務部、学生部及び学寮の条文整備)。
- 附 則 この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する(心理学科中学校一種教員免許課程認定取り下げに伴う改訂(第 15 条)及び、会議体制の変更に伴う関連条文の改訂(第 8 章))。
- 附 則 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する(学校教育法改正に伴う条文の改定、健康デザイン学科の中学校及び高等学校一種教育職員免許状(保健)課程認定取り下げに伴う改定)。
- 附 則 本学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(入学定員及び収容定員並びに卒業要件単位数の変更)
- 附 則 この学則は平成 28 年 7 月 1 日から施行する。(協定校在籍者の科目等履修生資格に関連する条文整備)
- 附 則 この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、収容定員は第 6 条の規定にかかわらず、平成 29 年から平成 32 年までは次のとおり定める。人間文化学部英語コミュニケーション学科及び国際学科は、平成 29 年度から募集を停止し、在学生がいなくなるのを待って廃止する。(国際学部の設置及び生活科学部食安全マネジメント学科の開設に伴う条文の改定、入学定員変更に伴う条文の改定、言語聴覚士資格科目設置に伴う条文の改定、教職課程認定取り下げに伴う改定、編入学資格

の追加)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人間文化学部				
日本語日文学科	460名	460名	460名	480名
英語コミュニケーション学科	480名	320名	160名	—
歴史文化学科	355名	370名	385名	400名
国際学科	220名	150名	80名	—
国際学部				
英語コミュニケーション学科	199名	398名	597名	796名
国際学科	100名	200名	300名	400名
グローバルビジネス学部				
ビジネスデザイン学科	420名	440名	460名	480名
人間社会学部				
心理学科	325名	350名	375名	400名
福祉社会学科	280名	290名	300名	320名
現代教養学科	340名	360名	380名	400名
生活科学部				
環境デザイン学科	680名	720名	760名	800名
食安全マネジメント学科	80名	160名	240名	320名

附 則 この学則は平成30年4月1日から施行する。ただし、グローバルビジネス学部並びに生活科学部環境デザイン学科の収容定員は第6条の規定にかかわらず、平成30年度から平成33年度までは次のとおり定める。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
グローバルビジネス学部	490名	560名	630名	680名
ビジネスデザイン学科	430名	440名	450名	440名
会計ファイナンス学科	60名	120名	180名	240名
生活科学部	1488名	1618名	1748名	1758名
環境デザイン学科	730名	780名	830名	840名

附 則 この学則は平成30年4月1日から施行する。(公認心理師の受験資格に関する条文の追加、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格に関する条文の追加、休学期の納入金に関する改定)。ただし、第49条第2項の規定については、平成30年度の在籍者かつ平成30年4月1日以降の休学者から適用する。

附 則 この学則は平成30年10月1日から施行する。(入学に関する条文の改定及び整

備)

附 則 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月入学者から適用する。ただし、第 14 条は国際学部英語コミュニケーション学科、国際学部国際学科、生活科学部食安全マネジメント学科、グローバルビジネス学部会計ファイナンス学科は対象とせず、完成年度に達するまで旧の学則を適用する。(卒業要件の変更)

附 則 この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(衣料管理士認定取り下げに伴う改定)

附 則 この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(教職課程取り下げに伴う改定)

附 則 この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、生活科学部、環境デザイン学部の収容定員は、第 6 条の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 5 年度までは次のとおり定める。生活科学部環境デザイン学科は、令和 2 年度から募集を停止したことにより、在籍学生がいなくなったときに廃止する。(環境デザイン学部の設置に伴う条文の改定、生活科学部環境デザイン学科の学生募集停止に伴う改定)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活科学部	1 5 3 8 名	1 3 3 8 名	1 1 2 8 名	9 1 8 名
環境デザイン学科	6 3 0 名	4 2 0 名	2 1 0 名	— 名
環境デザイン学部	2 1 0 名	4 2 0 名	6 3 0 名	8 4 0 名
環境デザイン学科	2 1 0 名	4 2 0 名	6 3 0 名	8 4 0 名

附 則 この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(民法改正に伴う改正、条文整備)

附 則 この学則は令和 2 年 7 月 1 日から施行する。(言語聴覚士の実習時間に伴う改定)

附 則 この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、生活科学部、食健康科学部の収容定員は、第 6 条の規定にかかわらず、令和 3 年度から令和 6 年度までは次のとおり定める。生活科学部は、令和 3 年度から募集を停止したことにより、在籍学生がいなくなったときに廃止する。(生活科学部の名称変更に伴う条文の改定)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
生活科学部	1 1 1 1 名	6 7 4 名	2 3 2 名	—
食健康科学部	2 2 7 名	4 5 4 名	6 8 6 名	9 1 8 名

附 則 この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(休学期間に関する変更、成績評価に関する変更、1 級建築士、インテリアプランナー試験受験資格要件の削除等に伴う改定、除籍に関する変更、人間文化学部英語コミュニケーション学科の廃止)